

訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)が変わります

平成29年度から、要支援認定の方が利用されている介護保険サービスの一部が、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に移行します。

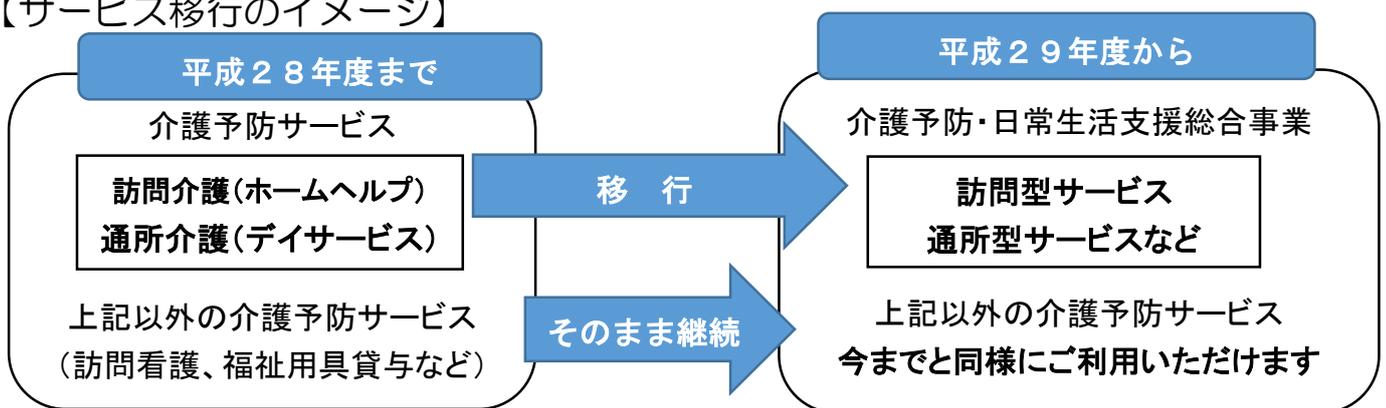
総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身の能力を最大限にいかして要介護状態となることを予防するための取り組みとして位置づけられた、市独自のサービスになります。

〈総合事業の内容〉

要支援認定者に対する「ホームヘルプ」と「デイサービス」は、これまでと同じ内容のサービスのほか、提供時間の短縮やボランティアによるサービスなど、介護予防のための新しいサービスが変わります。

- ◇ **65歳以上で、要支援1、2の認定を受けている方へ**
訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)を利用している要支援1、2の方は、認定の更新時期に合わせて心身の状態に応じたサービスを利用することができます。
- ◇ **40~64歳の方へ**
介護サービスが必要な方は、介護認定申請が必要です。
- ◇ **サービス利用手続きの一部が簡素化**
総合事業は、基本チェックリスト(生活状況の簡易な質問)に回答することで介護認定を受けずに利用することができます。サービスの利用や手続きは、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーが、ご本人の意向や心身の状態などを確認した上で決定します。
- ◇ **要支援認定者が利用するその他のサービス**
訪問介護、通所介護以外の要支援者に対するサービスは、これまでどおり介護保険給付で提供するため、介護認定申請が必要です。

【サービス移行のイメージ】



事業種別	サービス内容	実施主体
現行相当型	現在の予防給付と同様	介護サービス事業者
緩和基準型	人員基準を緩和したサービス	介護サービス事業者
短期集中型	退院後等の集中的な生活訓練	市
住民主体型	介護予防、生活支援に資するサービス	住民組織